

吉田町公告第 59 号

入 札 公 告

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び吉田町財務規則（昭和 50 年吉田町規則第 4 号）第 188 条の規定に基づき公告します。この入札は、静岡県共同利用電子入札システムにより執行します。

令和 8 年 8 月 17 日

吉田町長 田 村 典 彦

記

- 1 入札執行者 吉田町長 田 村 典 彦
- 2 担当 〒421-0395
静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地
吉田町 建設課
電話番号 0548-33-2123
- 3 工事内容等
 - (1) 入札番号 第 50 号
 - (2) 工事名 令和 8 年度 東名大井川線舗装補修工事
 - (3) 工事箇所 榛原郡吉田町 大幡 地内
 - (4) 工事概要等 舗装工 施工延長 L=80m
切削オーバーレイ 密粒度アスファルト混合物 (13) t=5 cm A=480m²
穀運搬・処分 V=24m³
区画線工
溶融式区画線 実線 (白) L=160m、破線 (白) L=40m、セブラ (白) L=3m
文字 (白) L=19m、文字 (黄) L=20m
構造物撤去工
舗装版切断 L=6m、泥水運搬工・処理費 V=0.007m³
仮設工
交通誘導警備員 N=4 人日
共通仮設費 (積上げ)
貨物自動車による運搬 N=1 台、工事計画図書作成費 N=2 枚
- (5) 工 期 令和 8 年 10 月 13 日から令和 9 年 1 月 29 日まで
- 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たしていることについての確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
 - (2) 吉田町において舗装工事について吉田町一般競争 (指名競争) 参加資格審査申請書の事務取扱要領 (平成 17 年吉田町要領第 11 号) に基づく申請書を提出して受理された者
 - (3) 入札参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び入札参加資格確認資料 (以下「資料」という。) の提出期限の日から開札のときまでの期間に、吉田町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱 (平成 12 年吉田町要綱第 12 号) に基づく入札参加停止を受けていない者
 - (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 (更生手続開始の決定を受けている者を除く。) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でない者
 - (5) 舗装工事に必要な資格を有する主任技術者を当該工事に配置できる者
 - (6) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条の規定に基づき舗装工事業に係る建設業の

許可を受けている者で、島田土木事務所管内に主たる営業所を有する者

(7) 舗装工事に係る建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値を有する者

5 入札参加資格等の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、次により申請書及び資料を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- ① 提出期間 令和8年8月18日（火）から令和8年8月27日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後9時まで。ただし、提出期間の最終日は正午まで。
- ② 提出方法 電子入札システムにより申請書及び資料を提出すること。持参、郵送及びファクシミリによるものは受け付けない。
- ③ 提出先 2の担当

(2) 入札参加資格の確認は、原則として申請書及び資料の提出期限の翌日をもって行うものとし、その結果は令和8年9月16日（水）までに電子入札システムにより通知する。

(3) 申請書は、様式第3号の1により作成すること。

(4) 資料の作成

資料は次により作成すること。

① 配置予定技術者等の資格

4(5)に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の資格工を様式第5号の1により記載すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することができる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、競争参加資格の確認の申請をした者は、直ちに当該申請の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できないにもかかわらず入札した場合においては、吉田町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行う場合がある。

○ 配置予定技術者の資格・工事経験、雇用関係を証するものとして以下の書類を添付すること。

- ・ 法令による免許については、免許を証する書面の写し
- ・ 当該技術者との雇用関係を証する書面の写し

② 許可等の状況

建設業許可の状況及び営業所の状況並びに経営事項審査の結果を様式第6号の1により記載すること。

③ 許可通知書の写し

建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し並びに受付印のある建設業の許可申請書の様式第一号及び別紙二又は様式二十二号の二の写し等、4(6)に掲げる資格があることを証する書類を提出すること。

④ 総合評定値通知書の写し

建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書の写しを提出すること。（審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの）

(5) その他

① 申請書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

② 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

③ 提出期限後における申請書及び資料の差替え及び再提出は認めない。

④ 提出された申請書及び資料は返却しない。

⑤ 提出された申請書及び資料は公表しない。

⑥ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

6 設計図書等の配布等

契約書案、契約約款、共通仕様書、特記仕様書、設計書、図面及び入札公告補足資料（以下「設計図書等」という。）の配布等を次のとおり行う。

- (1) 設計図書等のうち、特記仕様書、設計書、図面及び入札公告補足資料（以下「配布資料」という。）を次のとおり配布する。

- ① 配布期日 令和8年10月8日（木）まで
- ② 配布方法 入札情報サービス（PPI）からダウンロードにより入手すること。

7 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

- ① 受付期間 令和8年9月17日（木）から令和8年9月25日（金）までの
午前9時から午後9時まで
- ② 受付方法 電子入札システムにより受け付ける。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、令和8年9月30日（水）までに電子入札システムにより掲載する。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には令和8年9月25日（金）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和8年9月30日（水）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、2の担当とする。

9 入札手続き等

- (1) 入札書受付期間 令和8年10月6日（火）午前9時から
令和8年10月7日（水）午後2時まで
- (2) 入札方法 電子入札システムにより提出すること。
- (3) 開札の日時 令和8年10月8日（木）午前10時から
- (4) 開札の場所 榛原郡吉田町住吉87番地 吉田町役場 庁議室
- (5) その他

- ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ② 入札執行回数は、2回を限度とする。なお2回目の入札の受付期間は、再入札通知書を発行した日の午後2時までとする。

10 工事費内訳書

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書は別記様式第12号のとおりとする。
- (3) 工事費内訳書は、入札書の添付書類とし、不備がある場合は入札を無効とする場合がある。

11 開札

開札は9に掲げる場所において行う。

12 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載を行った者が行った入札又は入札公告補足資料において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。また、低入札価格調査により無効とする場合がある。

なお、入札時点において4に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

13 落札者の決定方法

地方自治法第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。入札価格が調査基準価格を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札者とする。

1.4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付（契約金額の100分の10以上）。ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1.5 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。ただし、町議会の議決を必要とする契約については、仮契約書を作成し、議会の議決を得た時に本契約が成立する。

1.6 支払条件

- (1) 前払金
請負代金額が300万円以上の場合は、40パーセント以内の額とする。
- (2) 中間前払金
前金払いを行った建設工事のうち、次に掲げる要件を全て満たしている場合は、請負代金額の10分の2以内の額とする。
 - ① 工期の2分の1を経過していること。
 - ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
 - ③ 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (3) 部分払
請負代金が100万円以上2,000万円未満は2回以内、2,000万円以上5,000万円未満は3回以内、5,000万円以上は4回以内とする。

1.7 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

1.8 現場代理人の常駐義務の緩和

当初請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に規定する専任の主任技術者を必要とする工事1件の金額未満の場合で、兼務工事件数及び地理的要件等を満たす場合は、現場代理人の常駐義務緩和の対象工事となります。

1.9 その他

- (1) 入札参加者は、本入札公告及び入札公告補足資料を熟読し、遵守すること。
- (2) 落札者は、様式第5号の1に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、吉田町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがある。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札執行担当課の行う調査に協力しなければならない。
- (6) その他詳細不明の単については、2の担当へ照会すること。

入札参加資格確認申請書

年 月 日

吉田町長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記の工事に係る入札に参加する資格について、確認されたく、資料を添えて申請します。
なお、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。
また、この工事に係る設計業務等の受注者との関係において、応募要件に反しないことを合わせて誓約します。

記

- 1 入札番号 第 5 0 号
- 2 工 事 名 令和 8 年度 東名大井川線舗装補修工事
- 3 工事箇所 榛原郡吉田町 大幡 地内

様式第5号の1（第8条関係）

配置予定技術者等の資格・~~工事経験~~

業者名

氏名				
項目				
最終学歴				
法令による免許				
工事概要	工事名			
	発注機関名			
	工事箇所			
	契約金額			
	工期	年 月 日～ 年 月 日		
	従事役職			
	CORINS登録番号			
工事内容				
現在従事している工事名等				

(注) 法令による免許については、免許を証する書面の写しを添付してください。
~~CORINS登録済みの工事を除き、契約書の写しを添付してください。~~
当該技術者との雇用関係を証する書面の写しを添付してください。

様式第6号の1（第8条関係）

許 可 等 の 状 況

業者名

項 目	内 容	
建設業法第3条に規定する建設業の許可状況	(発注業種の許可状況 許可年月日・許可番号)	
島田土木事務所管内にある営業所等の状況	郵便番号 所在地 営業所の名称 営業所の代表者氏名	
	郵便番号 所在地 営業所の名称 営業所の代表者氏名	
	郵便番号 所在地 営業所の名称 営業所の代表者氏名	
建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果	(発注業種 結果通知年月日・経営事項審査の総合評定値)	

(注1) 島田土木事務所管内に、建設業法第3条に規定する営業所があることを証明する書類（建設業の許可申請書（受付印のあるもの）の様式第一号及び別紙二又は様式第二十二号の二の写し等）を添付してください。

(注2) 建設業法第27条の29第1項の規定に基づく直近の総合評定値通知書の写しを添付してください。

工 事 費 内 訳 書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

- 1 入 札 番 号 第50号
- 2 工 事 名 令和8年度 東名大井川線舗装補修工事
- 3 工 事 箇 所 榛原郡吉田町 大幡 地内
- 4 工事費内訳

舗 装 工	円	純 工 事 費	円
区 画 線 工	円	現 場 管 理 費	円
構造物撤去工	円	うち法定福利費の事業主負担額	円
仮 設 工	円	うち建退共制度の掛金	円
直接工事費計	円	工 事 原 価	円
共通仮設費	円	うち安全衛生経費	円
うち材料費	円	一般管理費等	円
うち労務費	円	工 事 価 格	
共通仮設費	円		
共通仮設費（積上げ）	円		
共通仮設費（率化）	円		

※ 設計書の本工事費内訳書に対応した内訳を記載すること。